

※ホームページの公開にあたっては、白色のページは省略しています。  
そのため、ページ番号が連続しない場合がありますが、落丁ではありません。

平成30年度

## 定期監査(後期)結果報告書

平成31年2月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、平成 30 年度定期監査（後期）の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

平成 31 年 2 月 15 日

新宿区監査委員	岩 田	一 喜
同	濱 田	幸 二
同	白 井	裕 子
同	有 馬	としろう

# 目 次

## I 行政機関・学校等

第1	実施期間	1
第2	監査対象施設	1
第3	監査事項	1
第4	監査の方法	1
第5	監査の結果	1
第6	重点事項	2
第7	まとめ	4

## II 工事

第1	実施期間	6
第2	監査対象部局	6
第3	監査事項	6
第4	監査の着眼点	6
第5	監査の方法	7
第6	監査の結果	7
第7	まとめ	7

## 別 表

別表1	行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目	8
別表2	行政機関・学校等への事務局職員による実地監査日程	8
別表3	工事監査日程及び監査対象工事(起工金額500万円以上の工事)	9
別表4	工事監査対象工事(契約変更を行った工事)	10

## 資 料

関係法規	11
------	----

# I 行政機関・学校等

## 第1 実施期間

平成30年9月10日（月）から平成31年1月24日（木）まで

## 第2 監査対象施設

高田馬場第二・薬王寺の各児童館、弁天町・高田馬場第二・百人町の各保育園、柏木・おちごなかい・大木戸の各子ども園、市谷・鶴巻・四谷第六・花園・戸塚第二の各幼稚園、市谷・鶴巻・四谷第六・花園・戸山・戸塚第二・落合第二・落合第五・柏木の各小学校、牛込第三・落合・西新宿・新宿の各中学校

## 第3 監査事項

平成30年度における予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、新宿区契約事務規則及び新宿区物品管理規則等に基づき、監査を実施した。

なお、「備品の購入手続と管理について」を重点事項として監査した。

## 第4 監査の方法

監査委員は、別表1のとおり各部局から関係課長の出席を求めて質疑を行い、監査を実施した。また、監査委員の命を受けた事務局職員は、監査資料、関係書類、帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、別表2のとおり監査を実施した。

## 第5 監査の結果

平成30年度における予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況については、おおむね適正に行われていたと認められる。

また、重点事項については後記「第6 重点事項」のとおりであり、おおむね適正に行われていたと認められる。

## 第6 重点事項

### 1 テーマ

備品（購入予定価格 5 万円以上の物品）の購入手続と管理について

### 2 監査の観点

備品の購入に当たっては、金銭会計では代金の支払が、物品会計では受入が発生し、所有目的に応じた効果的な活用と適正な管理が求められる。

これまでの監査では、契約・支払の基本的な事務手続について、繰り返し改善を求めてきたことから、今回は、新宿区契約事務規則及び新宿区物品管理規則等に基づき、備品の購入手続と管理が適正に行われているかについて、重点事項として一体的に監査を実施した。

### 3 監査対象

平成 30 年 4 月から 9 月までの間に、監査対象施設が購入し、及び所管換えにより取得した備品

### 4 主な着眼点

ア 購入した備品の契約手続は適正に行われているか。

イ 購入した備品の支払手続は適正に行われているか。

ウ 備品の出納手続（受入・払出）及び管理は適正に行われているか。

### 5 対象備品と着眼点別の状況

今年度の監査対象 26 施設のうち、監査対象の備品を所有していたのは、保育園及び子ども園 5 園、幼稚園 2 園、小学校 9 校、中学校 4 校の計 20 施設で、対象備品は計 139 点であった。また、着眼点別に改善を求めた事項の件数は、右表のとおりである。

対象 施設	対象 点数	主な着眼点別の改善を求めた事項の件数						
		ア 契約手続		イ 支払手続		ウ 出納手続・管理状況		
		見積書 不存在	分割 発注	請求の 遅れ	支払の 遅れ	備品 未登録	備品ラベ ル未貼付	確認簿による 点検未実施
保育園・子ども園 (5園)	11		1	1				
幼稚園 (2園)	2							
小学校 (9校)	84	1		2	1	1		
中学校 (4校)	42					1		
計	139	1	1	3	1	2	0	0

※請求の遅れ：備品の取得から 30 日以上経過後に請求を受けていたもの

※支払の遅れ：適法な請求を受けてから 30 日以上経過後に支払手続をしていたもの

## 6 主な着眼点別確認結果

ア 購入した備品の契約手続は適正に行われているか。

予定価格 10 万円未満の備品の購入で見積書の確認ができなかったもの、短期間に備品と消耗品の購入について同一事業者と別々に契約を締結し、合算すると見積競争が必要であったものが見られた。

イ 購入した備品の支払手続は適正に行われているか。

備品の取得から請求を受けるまでに相当期間を要していたもの、請求を受けてから支払まで、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定された支払手続の処理期間である 30 日を超えていたものが見られた。

ウ 備品の出納手続（受入・払出）及び管理は適正に行われているか。

おおむね適正に管理されていたが、実地監査時点で、財務会計システムのデータファイル（備品マスター）に登録されていない備品が見られた。

## 第7 まとめ

今回の定期監査に当たっては、予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、関係書類や帳票等を調査するとともに、監査の継続性の観点から、これまでに改善を求めた事項について、その改善状況を確認した。

さらに、内部統制が十分に図られているかという視点でも、本区の事務事業等が適正かつ効率的に執行されているかについて検証した。

監査の結果、公表すべき指摘事項は認められなかった。

なお、公表までは至らないが、改善を要望した主な事項は以下のとおりである。

### 1 契約事務について

短期間に、同種の契約を同一事業者と別々に締結していたものが見られた。また、備品の購入で見積書の確認ができなかったものや、徴取した見積書に日付や代表者の記名・押印のないものが見受けられた。契約事務を行うに当たり、事務手続を適切に行うとともに、予算の計画的な執行に努められたい。

### 2 支払事務について

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定された支払手続の処理期間を超えて支出していたものや、履行完了から適法な請求を受けるまで、相当期間を要していたものが見受けられた。支払遅延による相手方への不利益や予算執行上の事故につながりかねないため、迅速な対応に努められたい。

### 3 物品の管理について

実地監査時点で、財務会計システムに登録されていない備品が見られた。また、郵券受払簿について、郵券の使用者が不明確なものや、購入した薬品について、薬品管理簿・整理簿に記載されていないものが見受けられた。紛失等の事故防止と学校の安全確保のため、適正な管理と点検に努めるよう、十分注意されたい。

これまで述べてきた契約・支払事務や物品管理の不備については、過去の監査でも、繰り返し改善を求めてきた事項である。いずれも事務手続の基本であるにもかかわらず、職員の理解不足やチェック体制の不備から、今回も一部で同様の事例が見受けられた。

特に、昨年度の監査では、監査の結果が組織全体で共有されていないことや、指摘の重大性が認識されていないことについて、所管課と施設が連携し、問題意識を共有して改善に取り組むよう、強く要望している。毎年度、監査対象施設が異なるにしても、同様の事例が繰り返されれば、内部統制が十分に機能しているか問わざるを得ない。

各施設で監査の結果を十分認識し、不適切な事例が発生しないよう努めることは言うまでもないが、起こり得る事務上のリスクに組織として改めて着目し、管理監督者が危機意識を持って、指導を徹底されたい。

このほかにも、監査委員及び監査委員の命を受けた事務局職員から改善を要望した事項があった。今後の事務処理及び事業執行に当たっては、是正されることを望むものである。

## Ⅱ 工事

### 第1 実施期間

平成30年9月10日（月）から平成31年1月24日（木）まで

### 第2 監査対象部局

総務部施設課、みどり土木部道路課、教育委員会事務局学校運営課

### 第3 監査事項

- 1 監査実施日現在、平成30年度実施の工事における施工中及び工事が完了した起工金額500万円以上の工事のうち、別表3の工事を対象として監査を実施した。
- 2 平成29年度に契約変更を行った工事（契約金額に変更のなかったものも含む。）のうち、別表4の工事を対象として監査を実施した。

実施件数の内訳は、次表のとおりである。

工事監査実施件数

	500万円以上の工事	契約変更工事
総務部	6	12
みどり土木部	4	2
教育委員会事務局	0	1
合計	10	15

### 第4 監査の着眼点

計画・設計・積算・契約（契約締結に至る業者選定過程を含む。）・施工等の各段階について

- 1 工事が法令等の定めるところに従い適正に行われているか。
- 2 その工事は、効率的かつ効果的に執行されているか。

## 第5 監査の方法

監査委員及び監査委員の命を受けた事務局職員は、別表3及び別表4の工事について、起工書等起工に係る関係書類、契約書等契約に係る関係書類、工事記録写真等施工に係る関係書類を調査するとともに、所管部の課長等から説明を聴取し質疑を行った。

施工途中の現場の現地監査においては、工事現場と各種関係書類との照合を行い、工事監理状況、工事実施状況を確認した。

また、工事現場における安全対策、第三者への危害防止措置、騒音・振動対策について確認した。

## 第6 監査の結果

今回の監査に係る工事の計画・設計・積算・契約・施工等について、おおむね適正に行われていたと認められる。

## 第7 まとめ

今回監査した工事については、以下に述べる事例を除き、着眼点からの問題は特に見られなかった。

問題となった事例は、請負者から提出された施工計画書において、安全衛生計画に関する書類が添付されていないものであった。

請負者は、工事を実施する際に、事故を起こさないよう安全対策を図ることが基本であるため、区は、このような書類の漏れがないよう十分に徹底されたい。

このほかにも、請負者や受託者から提出された産業廃棄物の処理に関する書類や見積書などにおいて、日付の記載漏れや必要な書類が添付されていないものが複数見られたため、これらも含め、区は、請負者や受託者に対し、適切に指導・監督されたい。

別表1 行政機関・学校等への監査委員による質問日程・項目

実施月日	質問項目
12月17日(月)	(1) 契約事務について (2) 支払事務について (3) 公金管理及び物品管理について (4) 服務について (5) 内部統制に関する取組の現状と課題について

※質問は、監査対象施設を所管する子ども家庭部・教育委員会事務局の関係課長に対し実施した。

別表2 行政機関・学校等への事務局職員による実地監査日程

実施月日	施設名
11月6日(火)	市谷小学校・幼稚園 鶴巻小学校・幼稚園
11月7日(水)	四谷第六小学校・幼稚園 花園小学校・幼稚園
11月8日(木)	戸山小学校 戸塚第二小学校・幼稚園
11月13日(火)	おちごなかい子ども園 落合第二小学校 落合第五小学校
11月14日(水)	柏木子ども園 大木戸子ども園 柏木小学校
11月15日(木)	落合中学校 西新宿中学校
11月19日(月)	弁天町保育園 新宿中学校
11月20日(火)	高田馬場第二保育園・児童館 百人町保育園
11月22日(木)	薬王寺児童館 牛込第三中学校

別表3 工事監査日程及び監査対象工事(起工金額500万円以上の工事)

実施月日	実施内容及び監査対象工事	
9月28日(金) 10月1日(月)	事務局職員による監査対象工事10件の概要聴取	
10月11日(木)	所管課による工事概要説明及び監査委員による質問	
10月19日(金)	実地監査	※1 新宿区立牛込第二中学校外壁及び屋上防水改修その他工事 契約金額 138,240,000 円
		※1 都市計画道路補助第72号線第I期区間道路街築等整備工事 契約金額 120,960,000 円
		児童相談所関連施設建設に伴う既存建築物解体工事 契約金額 59,940,000 円
		※2 新宿区立戸塚第二小学校外9校特別教室等プロジェクト設置工事 契約金額 18,336,240 円
10月22日(月)	実地監査	新宿区立赤城生涯学習館外壁及び屋上防水改修その他工事 契約金額 44,803,800 円
		※2 新宿区立鶴巻小学校トイレ洋式化に伴う内部改修その他工事 契約金額 10,378,800 円
		新宿区立鶴巻小学校トイレ洋式化に伴う給排水衛生設備工事 契約金額 6,843,960 円
		赤城元町道路擁壁改修工事 契約金額 36,244,800 円
		自転車走行空間等整備工事(早大通り第I期) 契約金額 82,454,760 円
		自転車走行空間等整備工事(西新宿五丁目地区) 契約金額 33,050,160 円

※1 監査委員による実地監査

※2 随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号)による契約

(注) 契約金額は監査実施日現在の金額

別表4 工事監査対象工事(契約変更を行った工事)

件名	変更内容			
新宿区立新宿コズミックススポーツセンター特定天井等改修工事	契約金額の変更			
	変更前	105,624,000 円	変更後	108,291,600 円
新宿区立山吹町地域交流館外壁及び屋上防水改修工事	契約金額の変更			
	変更前	13,757,040 円	変更後	14,659,920 円
新宿区立早稲田小学校給食調理室内部塗装その他工事	契約金額の変更			
	変更前	4,028,400 円	変更後	5,099,760 円
新宿区立落合第一小学校外壁改修その他工事	契約金額の変更			
	変更前	81,972,000 円	変更後	91,155,240 円
新宿区立四谷中学校水泳プール改修工事	契約金額の変更			
	変更前	17,855,100 円	変更後	18,374,040 円
新宿区立新宿コズミックススポーツセンター特定天井等改修その他に伴う電気設備工事	契約金額の変更			
	変更前	36,158,400 円	変更後	40,518,360 円
新宿区立四谷中学校屋内運動場照明改修その他電気設備工事	契約金額の変更			
	変更前	12,960,000 円	変更後	12,835,800 円
新宿区立元気館体育館棟内部改修その他に伴う電気設備工事	契約金額の変更			
	変更前	15,726,182 円	変更後	16,511,040 円
新宿区立新宿コズミックススポーツセンター特定天井等改修に伴う空調設備更新工事	契約金額の変更			
	変更前	38,664,000 円	変更後	38,954,520 円
新宿区立新宿生活実習所スプリンクラー設備設置その他工事	契約金額の変更			
	変更前	47,520,000 円	変更後	49,933,800 円
新宿区立早稲田小学校プールろ過機及び配管改修工事	契約金額の変更			
	変更前	18,734,760 円	変更後	19,249,920 円
道路維持工事(その13)治水対策	契約金額の変更			
	変更前	15,336,000 円	変更後	16,358,760 円
中井駅周辺整備工事(妙正寺川沿道整備)	契約金額の変更			
	変更前	37,227,600 円	変更後	44,372,880 円
都立新宿山吹高校避難所倉庫設置工事	工事仕様の変更(契約金額の変更なし)			
			契約金額	9,018,000 円
新宿区立四谷第六小学校外2校水泳プール濾過機濾材交換工事	工事仕様の変更(契約金額の変更なし)			
			契約金額	4,266,000 円

※契約金額変更の主な事由

増額となった事由：施工段階での判明に伴う仕様変更

減額となった事由：施工段階での判明に伴う仕様変更

※工事仕様変更(契約金額の変更なし)の主な事由

既存解体後の判明に伴う仕様変更

## 資料 関係法規

### 新宿区契約事務規則（昭和 39 年新宿区規則第 15 号）から抜粋

（随意契約によることができる場合の予定価格の額）

第 39 条 政令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の規則で定める予定価格の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30 万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

（見積書の徴取）

第 40 条 契約締結権者は、随意契約を行おうとするときは、見積競争により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約を締結しようとする場合には、契約締結権者は、1 人から見積書を徴する方法（単数見積）によることができる。

- (1) 特定の者と契約せざるを得ない契約
- (2) 工事又は製造（印刷を含む。）の請負契約（前号に該当するものを除く。）で、1 件の予定価格が 30 万円未満のもの
- (3) 前号以外の契約（第 1 号に該当するものを除く。）で、1 件の予定価格が 10 万円未満のもの

（見積書徴取の省略）

第 41 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。
- (2) 法令により価格の定められている物を購入するとき。
- (3) 前 2 号のほか、見積書の必要がないと認められる相当の事由があるとき。

## 新宿区物品管理規則（昭和 39 年新宿区規則第 22 号）から抜粋

（物品の区分等）

第 5 条 物品は、次に掲げる区分に従い、品名別に整理しなければならない。

- （1）備品
- （2）消耗品
- （3）材料品
- （4）動物
- （5）不用品
- （6）借用物品

2 会計管理者は、前項に規定する区分及び品名を明らかにしなければならない。

（財務会計システムでの管理）

第 6 条 前条第 1 項第 1 号及び第 5 号に掲げる物品は、財務会計システムのデータファイル（以下「備品マスター」という。）に登録して整理しなければならない。ただし、会計管理者が別に定める場合にあつては、この限りでない。

## 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）から抜粋

（支払の時期）

第 6 条 第 4 条第 2 号の時期（※対価の支払の時期）は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については 40 日、その他の給付に対する対価については 30 日（以下この規定又は第 7 条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

平成30年度  
定期監査(後期)結果報告書

印刷物作成番号  
2018-5-5101

平成31年2月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1  
電話 (03) 5273-4579 (ダイヤル)

この印刷物は、業者委託により380部印刷製本しています。その経費として、1部当たり99円(税込み)がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。